



2023年度 早稲田大学大学院法学研究科 入学試験要項

2023年4月入学
修士課程国外特別入試
※外国在住学生(中国地域)対象

早稲田大学

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、当学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。

当研究科は、高度な法学研究能力を有するとともに、「リーガル・マインド」を有し、その研究成果を建設的に、かつ、緻密な論理をもって発信できる人材を育成することを目標に、学部卒業後に自らが専攻する法領域において研究者を目指す者、社会人であって特定の法領域についての専門性を高めたいとする者、法曹資格またはこれに準ずる能力を有する者であって研究能力を高めたいとする者、日本において高度な法学教育を受けることを希望する外国人留学生など、バックグラウンドを多様とする有為な人材が多数存在するとの認識に立ち、その多様性に対応し、かつ、前記目標を達成するための適切な入学者選抜制度を構築し、運用する。研究者養成を使命の一つとする以上、一定水準の学識・能力を有することが選抜に際して問われるのは当然であるが、自らの潜在的能力を最大限に高める意欲と努力を惜しまない者の受入れが望ましい。

○「外国在住学生」とは

本入学試験における「外国在住学生」とは「日本以外の外国において、16年目の課程を含む高等教育を修了した（修了予定含む）者」で、かつ現在中国地域（香港、マカオ、台湾含む）居住する者のことを表します。

※本要項は、「外国在住学生」向けの要項になります。該当しない方は、7月に公開される一般入試（国内受験）要項を確認のうえ、出願手続を進めてください。

※外国籍の方であっても、日本において16年目の課程を修了している方は「外国在住学生」には該当しません。

○個人情報の取扱いについて

当学では、志願時に収集した個人情報（住所・氏名・生年月日等）を、入学試験実施、合格者発表、入学手続およびこれに付随する業務のために利用します。その際、当該個人情報の漏洩・流出・不正利用等がないよう、必要かつ適切な管理を行います。また、上記業務の全部又は一部を委託する場合があります。その場合、委託先に対し、契約等により、必要かつ適切な管理を義務付けます。なお、個人が特定されないように統計処理した個人情報を、大学における入学者選抜のための調査・研究の資料として利用します。あらかじめご了承ください。

目 次

●修士課程 国外特別入試要項	
1. 募集専修	1
2. 受験要領	2
3. 入学手続	10
●法学研究科案内	
1. 専修からのメッセージ	12
2. 履修・進学について	23
●奨学金制度	23

一般科目等履修生・委託履修生の募集は本年1月中旬以降に行います。

2022年5月3日(火)～5月5日(木)は一斉休業期間につき、当研究科事務所は事務取扱をしていません。お問い合わせは時間に余裕をもってご連絡くださいますようお願いいたします。

早稲田大学大学院法学研究科修士課程一般入試要項

1. 募集専修 (2023年度担当しない者を除く)

専攻名	専修名	研究指導担任者				
民事法学専攻	民法	青木 則幸	秋山 靖浩	大澤 慎太郎	大塚 直	大場 浩之
		三枝 健治	白石 大	橋本 有生	山口 斉昭	山城 一真
		山野目 章夫				
	商法	大塚 英明	尾形 祥	尾崎 安央	黒沼 悦郎	鳥山 恭一
		箱井 崇史	福島 洋尚	若林 泰伸		
	民事手続法	内田 義厚	菅原 郁夫	高田 昌宏	棚橋 洋平	勅使川原 和彦
		松村 和徳	山本 研			
	労働・社会法	大木 正俊	菊池 馨実	島田 陽一	竹内 寿	
	知的財産権法	上野 達弘	アーテムマツハ クリストフ			
	環境法	大塚 直				
経済法	岡田 外司博	土田 和博				
国際関係法(私法)	久保田 隆	須網 隆夫	種村 佑介	道垣内 正人		

専攻名	専修名	研究指導担任者				
公法学専攻	憲法	愛敬 浩二	江原 勝行	金澤 孝	中島 徹	長谷部 恭男
	行政法	岡田 正則	田村 達久	人見 剛	渡辺 徹也	
	刑法	遠藤 聡太	甲斐 克則	北川 佳世子	杉本 一敏	田山 聡美
		松澤 伸	松原 芳博			
	刑事訴訟法	小川 佳樹	酒巻 匡	稗田 雅洋		
	刑事政策	小西 暁和				
国際関係法(公法)	河野 真理子	萬歳 寛之	古谷 修一			

専攻名	専修名	研究指導担任者				
基礎法学専攻	法哲学	郭 舜				
	法史学	原田 俊彦	和仁 かや			
	法社会学	棚澤 能生				
	英米法	中村 民雄				
	フランス法	大橋 麻也				
	ロシア・東中欧法	渋谷 謙次郎				
	中国法	文 元春				

※上記内容は変更されることがあります。その都度更新しますので、定期的にチェックしてください。

※募集は、指導教員単位ではなく、専修単位で行ないます。指導教員は学生の研究内容を考慮して決定します。

2. 受 験 要 領

(1) 出 願 資 格

(注) 本入試制度は、学士課程を日本国外で修了した中国地域(香港、マカオ、台湾含む)居住者が対象です。

- ① 16年目の課程を含む高等教育を日本国外の教育機関で修了した者、および2023年3月までに修了見込みの者。
- ② 外国において学校教育における15年目の課程を修了、または2023年3月までに修了見込みの者で、当研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
- ③ 当研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2023年4月までに22歳に達する者。

※上記の資格に加えて、出願時から合格発表まで中国地域(香港、マカオ、台湾含む)に居住していることが出願条件になります。

<出願資格に関する注意事項>

※本入試への出願者は、9～10月に行われる当研究科修士課程一般入試(国内受験)と併願することができます。

※日本の大学の学部を卒業(見込)の者または大学院修了(見込)の者は、本入試への出願資格はありません。

(海外の大学と日本の大学の学位を同時に取得するDouble Degree Programも含む)。該当する方は一般入試(国内受験)への出願となります。当研究科のホームページ(URL: <https://www.waseda.jp/follow/glaw/>)より、一般入試(国内受験)要項をダウンロードしてください(7月公開予定)。

※最終学歴が中国の大学の専科(3年制)の場合には出願資格はありません。ただし、専科を卒業後に本科を卒業した場合は出願を認めます。

※上記②③に該当するか不明な方は、出願前に当研究科事務所(E-mail: gradlaw@list.waseda.jp)までお問い合わせください。

※2022年5月3日(火)～5月5日(木)は一斉休業期間につき、当研究科事務所は事務取扱をしておりません。

身体機能の障がいや疾病等により、受験・就学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、当研究科までお問合せください。また、大きな病気やけがのため、受験に支障をきたす恐れがある場合、あるいは出願後にそのような状態になった場合でも、速やかにお問い合わせください。

(2) 募 集 人 員

民 事 法 学 専 攻	若 干 名
公 法 学 専 攻	
基 礎 法 学 専 攻	

(3) 出 願 期 間

2022年5月9日(月)～5月13日(金)

※日本国外(中国地域)からのみ出願可能です。出願書類はすべて国際スピード郵便(EMS)により受付け、**締切日必着とします。余裕をもって、書類を送付してください。**

(4) 出 願 方 法

出願書類一式を市販の封筒に封入し、以下の宛先を国際スピード郵便（EMS、DHL等）の送付ラベルに転記の上、送付してください。

宛先: 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学 大学院法学研究科 入試係
Graduate School of Law, Waseda University
1-6-1 Nishi-Waseda, Shinjuku-ku Tokyo 169-8050, Japan
TEL: +81-3-3232-3924

<出願上の注意>

- ・入学検定料支払いと出願書類の提出・受理をもって出願が完了します。
- ・出願書類の提出方法は郵送のみです。カウンターへの持ち込みは一切認めません。
- ・出願締切日までに到着した願書のみ受け付けます(締切日郵送必着)。国や地域によっては配達に時間を要するところがありますので、時間に余裕を持って送付するようにしてください。
- ・出願締切日を過ぎた書類は一切受け付けません。
- ・出願書類の到着の有無に関する問い合わせにはお答えできません。書類到着の確認は、配達追跡サービスを利用してください。
- ・出願書類に不備や不足書類があった場合は、出願を受理しないことがあります。必要書類が揃っているか十分に確認の上、出願をしてください。また当学から連絡があった時はすみやかにその指示に従ってください。
- ・一度提出した書類・資料の返還は原則として行いません。ただし、再発行が不可能な書類に限り書類の返還を行います。希望する場合は必ず「提出書類返還依頼書」を記入し、出願書類と一緒に送付してください。「提出書類返還依頼書」が出願書類と一緒に送付されていない場合は、書類の返還は一切行いません。
- ・出願後に、志願票に書かれた住所・電話番号・Eメールアドレス等を変更した場合は、速やかに当研究科事務所に連絡をしてください。志願票に書かれた情報を変更したことが原因で当大学からの連絡が届かなかったとしても、当大学は一切の責任を負いません。

(5) 入学検定料 5,000 円

検定料支払可能期間：2022年5月2日（月）～5月13日（金）

※出願前に必ず振り込んでください。出願後の振り込みは一切認めません。

※入学検定料はクレジットカード・中国オンライン決済で振り込んでください。

A.クレジットカード・中国オンライン決済

クレジットカード・中国オンライン決済での支払いに際しては、パソコンより「インターネット上の支払いサイト」

(<https://e-shiharai.net/card/>)にアクセスをして所定申込手続を完了させる必要があります。英語版のURLは上記とは異なりますのでご注意ください。(<https://e-shiharai.net/ecard/>)

- ・支払い終了後、決済完了が表示されたWebページを印刷し、出願書類に同封してください。
- ・支払いは、土日・祝日を問わず、24 時間いつでも可能です。ただし、納入期間最終日の「Web サイトでの申込」は23:00までとなりますので注意してください
- ・支払いに使用するカードは志願者本人以外の名義でも構いません。ただし、家族・知人が代理で手続をする場合でも、「基本情報」には必ず志願者本人の情報を記入するようにしてください。
- ・e-shiharai.netの「カテゴリ選択」では、以下のとおり選択してください。

第一選択	法学研究科
第二選択	2023年4月入学
第三選択	修士課程
第四選択	国外特別入試 5,000円

- ・支払い終了後、決済完了が表示されたWebページを印刷し、出願書類に同封してください。

早稲田大学 クレジットカード・銀聯カード・アリペイでの検定料支払方法

24時間・365日いつでも支払いOK!これが簡単・便利なシンプルスタイル!

クレジットカード・銀聯カード・アリペイを
利用して検定料のお支払が可能です。



Web申込みオンライン決済

画面の指示に従って必要事項を入力し、お支払いに必要な番号を取得。



<https://e-shiharai.net/card/>

端末の未成年者アクセス制限サービスは解除してご利用ください。



- | | |
|-----------|---|
| 1. トップページ | お支払い先を選択してください。 |
| 2. 学校選択 | 申し込みをする学校の学校名をクリックしてください。 |
| 3. 学校案内 | 注意事項等を確認のうえ、個人情報の取扱について同意してください。 |
| 4. カテゴリ選択 | 第1～第4選択を選択して「次へ」をクリック |
| 5. 基本情報入力 | 申込者本人の基本情報を入力してください。
支払い方法を選択し、「次へ」をクリック |

クレジットカードの場合

支払いに利用するカード番号(16桁)を入力してください。
※American Expressの場合は15桁
※お支払いされるカードの名義人は申込者本人でなくても構いません。

全入力内容が表示されますので、
よろしければ「上記の内容で確定する」をクリック

「申込内容照会」にアクセスし「照会結果」を印刷する
携帯電話をご利用の場合は、プリンタのある環境で申込内容照会を行ってください。

銀聯カード・アリペイの場合

それぞれの専用画面に推移します。
画面の指示に従って、支払いを完了してください。

「申込内容照会」にアクセスし「照会結果」を印刷する



印刷した「申込内容照会結果」と必要書類を、出願用封筒に入れる。



必要書類



郵便局から
郵送にて出願。



【注意事項・よくあるお問合せ】

- 出願・申請書類に記載されている支払い期間内であれば、いつでもお支払可能です。
支払い期間を入試要項でご確認のうえ、出願に間に合うよう十分に余裕をもってお支払いください。
- 支払最終日は日本時間の23:00までにカード決済を完了させてください。
- 銀聯カード・アリペイで決済する場合は、パソコンからお申し込みください。
- カードの名義人は、申込者本人でなくても構いません。但し、基本情報入力画面では、必ず申込者本人の情報を入力してください。
- 申込内容照会は、e-shiharaiサイトの「申込照会」にて、お申し込み時に通知された【受付番号】【生年月日】を入力すると表示されます。
- カード審査が通らなかった場合は、カード会社へ直接お問い合わせください。

■手数料について

検定料の他に事務手数料が別途かかります。

入学検定料金額	事務手数料(消費税込)
～ 29,999 円	565 円
30,000 円 ～ 49,999 円	1,005 円
50,000 円 ～ 69,999 円	1,446 円
70,000 円 ～ 99,999 円	1,833 円
100,000 円 ～ 199,999 円	2,074 円
200,000 円 ～ 299,999 円	2,618 円
300,000 円 ～	4,400 円

事務手数料は変更になる場合があります。

クレジットカード・銀聯カード・アリペイでの検定料納入についてのお問い合わせは、サイトのよくある質問をご確認ください。

(6) 出 願 書 類

<p>志願票 No. 1</p>	<p>【所定用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての項目において、漏れなく、誤りの無いよう記入してください。出願後に、志願票に記載した住所・電話番号・Emailアドレス等を利用して当研究科より連絡を取ることがありますので、間違いの無いように記入してください。 ・学歴について、予備校・語学学校などの記入は不要です。 	
<p>志願票 No. 2</p>	<p>【所定用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検定料をクレジットカード・中国オンライン決済で支払った場合は決済完了が表示された Web ページを、外国送金で支払った場合は外国送金申請書のコピーを印刷して出願書類に同封してください。 ・志願票に貼る写真は、以下の条件を満たすものとしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ■縦 4cm×横 3cm の証明写真 出願前 3 ヶ月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・無帽・無背景・枠なし） ■マフラーやサングラスなどを着用したままで撮影された写真は受け付けません。 ■スナップ写真等の不鮮明な写真や、髪型の違い等により個人の判別・本人確認が困難な写真は受け付けません。 ■証明写真ボックスで撮影されたスピード写真は受け付けますが、家庭等で撮影された写真は受け付けません。 ■裏面に氏名を記入のうえ、所定欄に全面糊付けしてください。 ■提出された写真は、試験当日の本人確認や、入学後の学生証の写真として使用しますので、本人を判別できるような写真を用意してください。また、学内諸手続における本人確認、および学内の各種 Web サービス等に本人情報として登録しますので、予めご了承ください。 	
<p>各種証明書 ＜原本提出＞ ＜日本語または英語＞</p> <p>①卒業（修了）証明書 ②成績証明書 ③学位取得（見込）証明書 ＜中国の大学出身者のみ＞ ④ Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate＜中国の大学出身者のみ＞</p> <p>①卒業（修了）証明書 ＜卒業（修了）見込みの者は卒業（修了）見込証明書＞</p>	<p>証明書類共通</p>	<p>注 1. 必ず証明書の原本を提出してください（コピーは不可）。</p> <p>注 2. 証明書は日本語または英語で書かれたものを提出してください。他言語の場合は、翻訳文を作成し、翻訳文の内容が正しいことを証明する公証書（原本）とあわせて提出してください。</p> <p>注 3. 志願票 No. 1 の「学歴」欄に記載した学歴について証明する証明書をすべて提出してください（大学の科目等履修生に在籍されていた方は、必ず在籍を証明する証明書も提出してください）。</p> <p>注 4. 大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学と大学院の証明書の両方を提出してください。</p> <p>注 5. 大学・大学院に在学中に留学をされた場合は、留学期間および留学中に取得した成績が明記された証明書を提出してください。</p> <p>注 6. 休学・兵役等の期間があった場合は、その旨を証明する大学または公的機関発行の証明書を提出してください。</p> <p>注 7. 中国の大学を卒業（修了）し、学位を取得した学生は学位取得証明書と卒業（修了）証明書の両方を提出してください（中国の大学を卒業して学位が取得できなかった場合でも、通常の課程による 16 年の学校教育を修了していれば出願資格はあります）。</p>
	<p>①卒業（修了）証明書 ＜卒業（修了）見込みの者は卒業（修了）見込証明書＞</p>	<p>1. 原本を提出してください。（コピー、電子証明書またはそれをプリントアウトしたものは不可）</p> <p>※原本が出せない場合は、大学印が押印されているものを提出してください。</p> <p>2. 学歴に記載した全ての大学（学士課程、修士課程、ダブルディグリー、専科、編入学含む）の各証明書を提出してください。</p> <p>3. 入学・卒業（見込）年月も記載されているものを提出してください。</p> <p>4. 卒業（修了）見込の場合は、卒業（修了）見込証明書を提出し、合格後、入学手続を行う際に卒業（修了）証明書/学位取得証明書（中国の大学（大学院）卒業（修了）の場合のみ）を必ず提出してください。</p> <p>5. 非正規課程に在学していた経験があり、卒業（修了）証明書が発行されない場合は在学期間を示す証明書（在学期間証明書）などをご提出ください。</p>
		<p>【中国の大学出身者】</p> <p>※卒業証明書に卒業番号も記載されているものを提出してください。記載がない場合は卒業証書のコピーを添えてください。</p> <p>※中国の大学を卒業された方は、中国政府学歴認証センター（または中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構）が発行する「学歴認証報告書（英語版）」「成績認証報告書（英語版）」による提出も認めます。</p>

	<p>②成績証明書</p> <ol style="list-style-type: none"> 成績証明書は、大学学部以上の全学期の成績が記載されたものを提出してください。大学卒業後、大学院に進学して修了した場合は、大学・大学院両方の成績証明書を提出してください。 編入している者は編入学前の学部の成績証明書も提出してください。 飛び級または繰り上げ卒業により、飛び級した学年、理由などが成績証明書に記載されていない場合は、それを証明する大学作成の書類を別途提出してください。
	<p>③学位取得（見込）証明書</p> <p>【中国の大学出身者のみ提出】</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>原本を提出してください。（コピー、電子証明書、またはそれをプリントアウトしたものは不可）</u> 学歴に記載した全ての大学（<u>学士課程、修士課程、ダブルディグリー、専科、編入学含む</u>）の各証明書を提出してください。 学位を取得していない場合は、提出書類チェックリストの不足書類欄に記入してください。
	<p>④Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate (英文)</p> <p>【中国の大学出身者のみ提出】</p> <ol style="list-style-type: none"> 学歴に記載した全ての中国の大学（学士課程、修士課程、ダブルディグリー、専科、編入学含む）のものを手配してください。 出願期間内に当研究科（gradlaw@list.waseda.jp）にメールで届くよう CSSD (CHESICC) (https://www.chsi.com.cn/en/pvr/) に直送手配してください。 ※印刷したものや本人がメールで送ったものは受け付けません。 必ず出願期間締切日までに本学へ届くよう、余裕を持って準備してください。
志望理由書	<p>【所定用紙】</p> <p>・志望理由書には、本研究科を志望する理由を今まで培った自身の法学に関する知識や経験、学習経歴などと関連させて 1000 字程度にまとめてください。</p>
修士論文計画書	<p>【所定様式・字数制限なし】</p> <p>入学後に執筆する論文の「テーマと構成（章立て） / 問題関心 / 分析対象・史料 / 分析の方法・資格 / 先行研究の概要 / 先行研究に対する当該論文の位置 / 文献目録」等を記載した計画書を作成してご提出ください。</p>
語学能力証明書	<p>①日本語能力試験（JLPT）1 級もしくは N1 合格の「合否結果通知書」のコピー ②日本留学試験（EJU）「日本語」の成績（記述を除く）260 点以上の「成績通知書」のコピー ※①もしくは②のどちらかを提出してください。 ※他言語の言語能力証明書もある場合は上記と併せて提出してください。</p>
推薦状 2 通	<p>【所定用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語または英語で書かれた推薦状を 2 通（推薦者 2 名より各 1 通）提出してください。 1 通は必ず法学分野の教員に依頼してください。 所定用紙の使用を推奨しますが、所定用紙以外の推薦状でも出願可能です。 推薦状は、2021 年 4 月以降のものを必ず厳封の上、提出してください。 作成日付が古いもの、厳封が無いものは無効とします。 推薦状は日本語または英語で作成してください。それ以外の言語で作成する場合は日本語または英語訳を作成し、推薦状の原本と一緒に提出してください。公証は必要ありません。 記入は出願者自身を勉強面・生活面全般でよく理解している方に依頼してください。 （例：所属した大学の教員等）。
留学にかかる経費負担計画書	<p>【所定用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所定の用紙に、当学に留学する間の総費用（修士課程 2 年分の学費及び生活費）をどのように負担するのかについて、日本語または英語で記入してください。 志願者本人の署名を忘れないようにしてください。 経費負担計画書の「政府またはその他財団（Government/sponsoring agency）」の欄に記入された方は、給付金額および給付期間を明示した奨学金の給付に関する証明書を提出してください。
パスポートのコピー	<p>・<u>写真が掲載されたページ</u> のコピーを提出してください（有効期限に注意をしてください）。在留資格を所持している場合は、在留カードの<u>両面コピー</u>を提出してください。</p>
提出書類返還依頼書（該当者のみ提出）	<p>【所定用紙】</p> <p>・再発行が不可能なものに限り、書類を返還します。「提出書類返還依頼書」に再発行が出来ない書類とその理由を明記して、他の出願書類と一緒に送付してください。なお成績証明書、語学能力証明書、公証書は、一切、返還しません。また返還作業には 1～2 ヶ月かかります。</p>

提出書類 チェックリスト	[所定用紙] ・チェックリストに記されている書類が全て揃っているかを確認し、出願書類とともに同封してください。なお、不足書類がある志願者は、不足書類の理由欄に書類名および提出遅延の理由を記載してください。
その他	・その他自分をアピールできる成果物（出願分野に関する自筆の論文や受賞歴、職歴に関する資料など）があったら提出してください。（任意）。

- ・[所定用紙]フォーマットはすべて当研究科のホームページからダウンロードしてください。
- ・改姓のため、証明書等に記載されている氏名が異なる場合は、理由書(書式自由)をご提出ください。合格後入学
手続を行う際には、戸籍抄本等が必要となります。
- ・出願書類は志願者によって一部異なります。上記一覧表で必要な提出書類を確認してください。

出願時に、本入試要項記載の出願資格を満たすために大学入学資格取得見込の証明書を提出された方につきましては、入学手続時に、その資格取得を証明する書類を提出してください。入学試験に合格されても、入学までにその資格取得の証明書を提出できない(大学入学資格を満たすことができない)場合は、入学を認められませんので注意してください。

出願の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為とみなし、入学試験の結果を無効とすることがあります。なお、その場合も提出された書類・資料等および入学検定料は返還しません。

(7) 受験番号通知の送付

出願受付後、出願が受理された志願者に対し、志願票に記載されたEメールアドレス宛に受験番号等を送付します。第1次選考合格者発表日の7日前になっても受験番号通知が届かない場合は、直ちに当研究科事務所(E-mail: gradlaw@list.waseda.jp)までお問い合わせください。受験通知メールは入学後、学生証の交付時に必要となりますので、大切に保管してください。

(8) 事前課題

書類審査に合格した場合、口述試験の前に専修毎に事前課題が課されますので作成後、期限までに法学研究科事務所のメールアドレス(gradlaw@list.waseda.jp)にデータ提出してください。

事前課題の題材などについては合格発表の際に案内します。

(9) 合格者発表日(日本時間)

第 1 次 選 考	第 2 次 選 考 (口述試験)		
書類選考合格者発表及び 事前課題発表日	事前課題提出期限	口述試験実施期間	最終合格者発表日
2022年6月23日(木) 午前10時	2022年6月27日(月) 午前10時	2022年7月4日(月) ～7月8日(金)	2022年7月28日(木) 午前10時

※課題選考(口述試験)の日時は、2022年7月4日(月)～7月8日(金)のうちのいずれか1日を第1次選考合格者発表時に当研究科が指定します。

(10) 合格者発表

各選考の合格者発表日時に、当研究科ホームページ上で合格者の受験番号を発表します。

※書類選考結果発表時には、事前課題提出期限も同時に発表されます。

※法学研究科ホームページ: <http://www.waseda.jp/foaw/glaw/>

第1次選考合格者発表日時: 2022年6月23日(木) 午前10時(日本時間)

最終合格者発表日時: 2022年7月28日(木) 午前10時(日本時間)

(11) 第2次選考（口述試験） 試験について

第2次選考(口述試験)
第1次選考合格者はオンラインビデオを用いた面接を実施します。事前にオンライン環境の準備(ビデオ通話が十分にできる程度のカメラ、マイク、Wifi環境等)をしておいてください
※具体的な試験実施方法等の詳細は、第1次試験合格者発表時にお知らせします。

(12) 注意事項

【受験生の皆さんへお願い】

- ・万全の体調で試験に臨めるよう、普段から手洗いやうがいを慣行し、ご自身の健康には十分留意してください。
- ・第2次選考（口述試験）の際にはオンラインで会話のできる静かな環境で行ってください。

- ① 合格者発表は当研究科 Web ページにて確認してください（事前課題は志願票記載の E メールアドレス宛に別途通知します）。電話による可否に関する問い合わせには応じません。
- ② 第2次試験は、第1次試験合格者発表の際に、受験生ごとに第2次試験日のうち特定の時刻を指定します

「不正行為」に関する注意事項

早稲田大学では、入学試験を厳正に実施し、全ての受験者が公平・公正に受験できるよう、以下の注意事項を定めています。

当学入学試験の受験に際しては、この注意事項を熟読のうえ、真剣な態度で試験に臨んでください。

1. 出願、課題提出の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為となることがあります。

2. 次のことをすると不正行為となることがあります。

- ① カンニングをすること（口述試験中にカンニングペーパー・参考書等を隠し持つ・使用する、他の人から答えを教わるなど）。
- ② 選考時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
- ③ 口述試験中に携帯電話等を身に付けること、使用すること。
- ④ 口述試験中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。
- ⑤ 口述試験会場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑥ 口述試験会場において試験監督員等の指示に従わないこと。
- ⑦ 志願者以外のものが志願者本人になりすまして受験すること。
- ⑧ その他、選考の公平性を損なう行為をすること。

3. 不正行為と認められた場合、次のような対応をとることがあります。

- ・当該年度における当学の全ての入学試験の受験を認めないこと（入学検定料は返還しない）。
- ・当該年度における当学の全ての入学試験の結果を無効とすること。

(13) 出願書類および検定料の返還について

一度受理した書類およびお支払いいただいた入学検定料は、原則として返還いたしません。ただし、下記のケースに該当する場合は、入学検定料に限り返還いたします。該当する方は早稲田大学法学研究科（E-mail: gradlaw@list.waseda.jp）まで至急ご連絡ください。以下条件に該当する場合でもご連絡がない場合やご連絡が大幅に遅くなった場合は返還できないこともありますのでご注意ください。

- 1) 入学検定料を支払ったが、出願書類は提出しなかった。
- 2) 入学検定料を支払ったが、出願締切後に出願書類を提出した。
- 3) 入学検定料を支払い、出願書類を提出したが、出願書類の不備や出願資格を満たしていない等の理由により、出願が受理されなかった。

なお、クレジットカードにより入学検定料を納入された場合や、日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料等は志願者の負担となります。

3. 入学手続

(1) 手続期限

2022年12月中旬(予定)

※詳細は合格者に別途お知らせいたします。

※上記期間中に入学金・学費・諸会費を振り込み、入学手続書類を提出することで入学手続が完了します。

※上記期間中に提出していただくのは入学手続書類の一部のみです。手続書類の中には、来日後に記入・提出していただくものもあります。

※手続書類の一部は、『志願票』に記載された住所宛に送付します。住所を変更する場合には、必ず連絡をしてください。

※入学手続についての詳細は、来日後に法学研究科窓口でお渡しする「入学手続の手引き」をご参照ください。

(2) 入学手続に必要な書類等

2022年12月頃に提出していただく書類	①誓約書・保証書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書 ②研究倫理に関する誓約書 ③学生証用写真カード用写真1枚 ※出願時と同じ写真を1枚、提出してください。 ① 学費等振込領収証のコピー、もしくは海外送金申請書のコピー ② 在留資格認定証明書申請書類 ^{※1}
来日後（2023年3月）に提出していただく書類	①入学手続用紙 ②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ③住民票 ④出身大学・研究科の卒業（修了）証明書 ^{※2} ⑤出身大学・研究科の成績証明書 ^{※2}

※1 在留資格認定証明書申請書類は在留資格認定証明書の代理申請を希望する方のみ。

※2 出願時に卒業（修了）見込であった方のみ。来日前の提出も可。

(3) 外国人学生の在留資格（ビザ）について

以下のURLの情報をご参照ください。

<https://waseda.box.com/s/cbpykbf204okd0rwjvv4andkjddq3vre>

(3) 入学金・学費・諸会費

2023年度入学者 入学金・学費・諸会費

(単位：円)

年度	納入期	入学金	学 費		諸会費					合 計
			授業料	演習料	学生健康増進 互助会費	学会 入会金	学会費	学友会費	校友会費	
初 年 度	入学時 (春学期)	200,000	312,000	1,500	1,500	5,000	1,000	1,250	—	522,250
	秋学期	—	312,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	317,250
	計	200,000	624,000	3,000	3,000	5,000	2,000	2,500	—	839,500
第 2 年 度	春学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	417,250
	秋学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	40,000	457,250
	計	—	824,000	3,000	3,000	—	2,000	2,500	40,000	874,500

- (注意) 1. 本大学, 本大学大学院または専攻科の在学, 卒業, 修了または退学者が再度入学する場合, 入学金が免除されます。
2. 早稲田大学法学部等に在籍したことがある場合は, 学会入会金は免除となります。ご自身が該当するかどうか不明な場合は, 当研究科事務所までお問い合わせください。
3. 校友会費は本学学部出身者、編入学者は免除されます。
4. 演習料・諸会費は改定されることがあります。

一度提出した書類および納入した入学金(登録料)、学費・諸会費(春学期分)は、原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により入学を辞退する場合や、入学までに入学資格を満たさなかった場合には、学費・諸会費(春学期分)のみ返還の対象となります。手続方法等、詳細については、合格者に送付される「入学手続の手引き」をご参照ください。

※当研究科と、他の研究科や学部とに、正規学生の身分で重複して在籍することはできません。

法学研究科案内

当研究科では、修士課程に民事法学専攻、公法学専攻、基礎法学専攻の3専攻を設置し、その各々に研究指導・専修科目・専修科目以外の科目を設置しています。博士後期課程には民事法学専攻と公法学専攻の2専攻を設置しています。基礎法学専攻の研究指導は民事法学・公法学専攻内に設置されていますので、基礎法学専攻者は、各人の研究科目の性質によってそのいずれかに進むことになります。

2022年度の配当科目については、当研究科webページをご参照ください。

1. 専修からのメッセージ※2022年度版。2023年度版は7月公開の一般入試（国内受験）要項参照。

民法専修	研究指導	教授	青	木	則	幸
	研究指導	教授	大	澤	慎	太郎
	研究指導	教授	大	塚		直
	研究指導	教授	大	場	浩	之
	研究指導	教授	三	枝	健	治
	研究指導	教授	棚	村	政	行
	研究指導	准教授	橋	本	有	生
	研究指導	教授	山	口	斉	昭
	研究指導	教授	山	城	一	真

早稲田大学大学院法学研究科の民法専修は、わが国において、最も豊富なスタッフのもと、最高峰のレベルの研究指導を行っている専修です。すなわち、上記の通り、法学研究科の構成員として修士課程の研究指導を担当している教員は9名ですが、博士課程の研究指導は、早稲田大学大学院法務研究科所属の教員も含めて、これを担当しています。また、形式上は修士課程の研究指導を担当しない法務研究科所属の教員も、実質的な研究指導は、上記9名と同様、修士課程においても行っており、あわせて16名もの体制で、専修の研究指導を行っていることになります。

加えて、早稲田大学法学研究科では、集団指導体制をとり、指導教授を含め、常に3名以上の教員から指導を受けることとなっています。また、各教員はそれぞれの専門領域に関する講義科目を担当しています。民法専修の学生は、直接の指導を受ける教員だけでなく、講義科目を通じて他の教員からもサポートを受けることができます。これらにより、当専修は、担当教員の研究分野による制約なく、民法のすべての領域において、複数の教員から十分な指導を受けながら、自由に研究を行うことができる稀有なほどに恵まれた研究環境となっています。この結果、当専修は、これまで全国の大学や研究機関における、大学教員や研究者はもとより、公務員や民間企業等へも、高度の知見を有して活躍する、幅広い人材を輩出してきました。

このような恵まれた環境を存分に生かすため、当専修の志願者は、民法のどの領域においてどのような研究を行いたいかを熟慮し、必要な場合には事前に各教員に問い合わせるなどして、研究計画を立て、自らの計画とともに、我々へのメッセージとして、それを研究計画書に反映させてください。我々教員は、それを真摯に受け止め、各自の研究意欲と能力を最大限に生かすため、個別に研究プログラムを組み、それぞれに応じた指導を行います。

商法専修

研究指導 准教授 尾 形 祥
研究指導 教授 尾 崎 安 央
研究指導 教授 箱 井 崇 史

早稲田大学は、広く社会全般に本格的なリーガルマインドを有する人材を輩出する法学部、法曹養成を目的とする法務研究科(法科大学院)、そして研究者ないし研究職を目指す人材の養成を目的とする法学研究科が、それぞれの理念のもとで全体として高度な法学教育を提供することを目標としている。われわれは、法科大学院の修了者がドクターコースに入ることで研究者養成をすれば足りるとはまったく考えていない。これはいわゆる実定法領域に属する商法についても同様である。早稲田大学において商法の研究を志す方々は法学研究科の門を叩いてほしい。

会社法および保険法の単行法化や 2018 年の商法改正に象徴されるように、近年は商法にとって大変革が続いている。19 世紀ヨーロッパでの法典編纂以来の伝統をもつ「商法」というくくりは、少なくとも研究の面では意味を失いつつあるといえるだろう。こうした大転換期においてこの分野で新しい理論のパラダイム作りに果敢に挑戦しようという若手研究者の育成こそが、当専修の第一の目的である。

この商法専修は、われわれ 4 名の担当者以外にも、各領域のすぐれた研究者が多彩な講義科目を展開している。修士課程入学者は担当者 4 名のうちいずれかの研究指導に属することになるが、各人の多様な志望動機に即して他の講義担当者の指導を中心に研究計画を組むことも可能である。その意味で、商法のおよそあらゆる分野について専修全体での指導体制を構築していると自負している。

法の重要性が著しく増大しつつある日本で、新しい研究分野に挑戦することはきわめて有望かつ将来性のある選択である。いわゆる法化社会に向けて実務法曹の養成ばかりが目まぐるが、そのような時にあっても、実務を支え、指導する理論が重要性をもつことは明らかであり、その一端を担わんとすることはより先見性のある選択といえるのである。もとより、学問の道は容易ではない。研究に強い熱意をもった意欲的な学生の応募を大いに期待したい。

民事手続法専修

研究指導 教授 勅使川原 和彦
研究指導 准教授 棚 橋 洋 平

当専修には、「民事訴訟法研究」と「倒産処理法研究」とが含まれます。「民事訴訟法研究」では、判決手続・民事執行・民事保全・調停・仲裁などについて、また、「倒産処理法研究」では、破産・会社更生・民事再生・特別清算などの倒産処理法全般について、日本法の研究はもちろんのことですが、アメリカ・ドイツ・EUの民事手続法との比較研究や、国際民事訴訟法研究も含め、各々の科目担任者が、専攻者の研究の志望に合わせた指導を行ないます。

外国文献を理解できる十分な語学能力の獲得も併せて、研究者を目指す諸君のための学術的な専門研究を主たるものとしますが、公務員、各種研究機関、会社法務部等を目指して専門知識を身につけたい諸君を排除するものではありません。

労働・社会法専修

研究指導 教授 大 木 正 俊
研究指導 教授 菊 池 馨 実
研究指導 教授 竹 内 寿

当専修は、労働法または社会保障法を深く研究したいと考える方々に最適な環境を提供しています。現在専任教員は、労働法2名および社会保障法1名ですが、このほか労働法・社会保障法の研究者・実務家教員がこの専修の授業を受け持ちます。

雇用・就業形態の多様化が進行するなかで、労働法自体もその姿を大きく変えつつあります。このような変容期にある法を対象として研究することは知的には極めて刺激が大きく、また実際の世の中にとって有益なことです。また、今後の日本社会について、持続可能な社会としての確かな見取り図を得るためには、社会保障を法学の観点から研究することは不可欠なことと言えます。労働法も社会保障法も、伝統的な解釈法学を前提としながらも、同時に法政策学的な視点を持った研究が必要とされています。意欲的に研究に取り組み、研究者・実務家などを目指す皆さんの参加を期待しています。

知的財産権法専修

研究指導 教授 ラーテ、マッハ クリストフ

知的財産権法は実践の法であり、企業においても知的財産の戦略的な活用がますます重視されている。しかし、他の法領域と同様に知的財産権法においても理論面での研究が疎かになったのでは予測可能性のある信頼できる実務を確立することもできない。理論面での研究と実務での実践は知的財産権法の進展における車の両輪である。知的財産権法の理論を研究する者が大学院に多数集まることを期待している。

大学院で知的財産権法を研究しようとする者である以上、学部時代に特許法と著作権法の単位を取得済みであることが好ましいが、入学後の研究テーマは、これに止まらず、商標法、意匠法、不正競争防止法など、何を選択してもかまわない。2年間の学修期間を活用して、腰の据わった、知的財産権法分野に貢献できる研究をし、これを論文化することを目指して欲しい。

環境法専修

研究指導 教授 大 塚 直

環境法は、環境政策を中心に、公法・私法・国際法等様々な法分野と関係／接触するとともに、他の諸科学とも関連する学問領域である。私自身は地球温暖化・廃棄物・土壌汚染・化学物質・遺伝子組換え生物の環境影響など多くの環境法・環境政策に関わっているが、環境法各論としての種々の問題を把握するとともに、環境法独自の理念・原則を中心として環境に関する法制度を総合的・体系的に理解することが現代において極めて重要になっていると考えている。

環境法専修では、我が国の現在の立法動向を含め、最先端の議論を扱うとともに、アメリカ及びヨーロッパ(ドイツを含む)環境法についても扱う。

現在、当専修には、民間企業や環境団体、自治体などにおいて様々な形で環境分野に直接携わっている実務家も多く在籍しており、それぞれの立場からの多様な議論が交わされる、十分な研究環境が確保されている。

これらに関心を持つ研究意欲の旺盛な学生にぜひ参加してもらい、ともに議論したいと考えている。

経済法専修

研究指導 教授 土 田 和 博

経済法学は、伝統的に独占禁止法や公益事業規制立法(例えば電気通信事業法や電気事業法など)を取り扱ってきました。規制改革の進展, 市場経済の浸透にともなって, 社会的規制の対象とされてきた分野(医療や福祉・介護がその例)にも, いわゆる競争政策を及ぼし, 独禁法を積極的に適用しようという動きもみられました。近年はデジタルプラットフォームと競争政策のあり方や知的財産権と独占禁止法の関係も注目を集めています。

経済法専修では, 独占禁止法に関しては, 実体規定(私的独占, 不当な取引制限, 不公正な取引方法, 企業結合の規制)やエンフォースメント(公取委による排除措置命令, 課徴金納付命令, 刑事罰, 無過失損害賠償請求, 私人による差止請求)について研究論文や審判決の検討を通じて, 学部におけるよりも一層深い考察を行います。外国の独禁法制(アメリカ反トラスト法, EU競争法など)についても比較法の視点から適宜, 取り上げることになるでしょう。

いずれにせよ, 大学院ともなれば, 教員から一方的に教わるというのではなく, 自分も学問の発展に微力ながらも貢献しようという姿勢が必要であると思われます。受験希望者は, 土田(wj7tuti4@waseda.jp)まで連絡してください。

国際関係法(私法)専修

研究指導 准教授 種 村 佑 介

主として, 国際関係法の私法的側面, とりわけ, 国際私法, 国際取引法, 国際民事訴訟法, 国際知的財産法, 国際経済法(その私法的側面)などの法分野に関心をもつ意欲的で積極的な学生を歓迎する。研究職を志す者を中心とする。しかし, 必ずしも厳格にそのように限定する訳ではなく, 広くこの分野の専門家, たとえば, 弁理士, 企業法務担当者, この分野を専門とする公務員などを目指す諸君の入学をも期待している。研究指導では, 狭い意味における国際私法学の理論的, 実務的な問題だけではなく, 国際民事訴訟法はもちろん, 国際取引法に関する問題をも入学者の希望を容れながら適宜とりあげる予定である。入学者の関心・希望を考慮しつつ, 最も適切なテーマを選択できるよう工夫したい。研究指導を通じて, 各人がこの分野における特定の問題に焦点を絞り, 深く研究し, 修士論文を書くことができるようにしたいと考えている。中国, 韓国など外国からの留学生を含め, 国際関係法の私法的側面を学ぶ大学院生は増えており, 活発な研究活動が期待できると信じている。

憲法専修

研究指導 教授 愛 敬 浩 二
研究指導 教授 江 原 勝 行
研究指導 准教授 金 澤 孝
研究指導 教授 水 島 朝 穂

いまの時代, 憲法を研究することにどんな意味があるでしょうか。憲法改正の動きが急で, ややもすると憲法の研究は, 時代の荒波のなかでその意味を失ったかにも見えます。しかし, 人類の多年にわたる英知は立憲主義という形で, その国の基本を規定するとともに, ますますその存在意義を高めています。東欧や中国などでも, 立憲主義の研究が近年活発になっています。憲法研究の課題はますます奥行きと広がりを見せていると言っていいでしょう。そうした状況に比して, 憲法を専門的に研究する若手研究者はさほど増えていません。憲法の実務的な勉強だけでなく, 憲法の学問的研究を深めていくことは, ますます重要になっています。自分自身の問題意識をしっかりとって, 憲法研究者への道にチャレンジしてみませんか。大学教員のポストは限られており, 研究者への道も決して平坦ではありません。でも, しっかりした問題意識を持ち, 地道な努力を積み重ねていけば, 必ず道は開けます。この国の立憲主義の発展のためにも, 憲法研究者の社会的な存在意義は決して小さくありません。

早稲田大学大学院法学研究科憲法専修は数多くの研究者を世に送り出してきました。ここで多様な見解を持った人たちが闊達に議論をたかかわせ, 研究者として研鑽を積んでいきました。そのような伝統を踏まえつつ, 憲法学に新たな地平を切り拓いていこうという意欲あふれる皆さんを, 憲法専修にかかわる教員すべてが歓迎いたします。

行政法専修

研究指導 教授 田 村 達 久
研究指導 教授 渡 辺 徹 也

行政法専修では、研究者志望、行政あるいは産業分野でのプロフェSSIONナルを志望する者を対象に、行政と国民や産業との関係をめぐって形成・展開されている法関係(行政法学)を、基礎研究から高度な専門研究まで広く視野に入れて研究する。

法学研究科を主本属とする渡辺徹也教授、田村達久教授を軸に、岡田正則教授、人見剛教授ら法務研究科を主本属とする諸教授の全面的な協力を得つつ、それぞれが専門とする個別行政法領域に力点を置きつつ共同で指導に当たる。

次のような2つの主要な柱を立てて、これを軸に研究が進められる。

I 行政法・租税法の基本原則の研究: 重要テーマを選択して各自報告し検討する。

II 外国行政法研究: 英米独仏における行政法理論の動向を研究する。

中央省庁再編、地方分権改革、金融再編、規制改革、行政手続法や情報公開法の制定、税財政策の新たな動向、行政のグローバル化などにより、行政法理論は大きく変貌しつつある。さらに改正行政事件訴訟法の2005(平成17)年からの施行は、行政訴訟の従来の狭い扉を確実に押し開けると同時に、新たに検討すべき理論的課題を提起し始めている。このような課題に果敢に挑戦し研究を進めるには、法解釈学だけではなく、広く社会科学の研究方法论などにも関心を持って研究してゆく必要がある。幅広い問題関心と、深い洞察力、果敢な研究意欲を有する受講者を希望する。

現在、行政法特殊研究の授業については、租税法研究を集中的に行うクラスと、租税法を除く行政法の総合的研究を行うクラスとに分けて実施されているが、修士論文・博士論文等の論文報告とその検討を行う場合には、前記の全教員からのアドバイス・講評等を一括して受けることができるようにするなど、多角的な検討等が行われるように配慮、工夫している。ここ最近の年度においては、租税法研究としては、渡辺徹也『スタンダード法人税法[第2版]』(弘文堂)の検討講読、直近の税制改正の検討などが行われ、行政法研究としては、判例研究のほか、The Legal Doctrines of the Rule of Law and the Legal State (Rechtsstaat) / edited by James R. Silkenat, James E. Hickey Jr., Peter D. Barenboim., Springer, 2014. の講読などが行われた。

なお、租税法研究を志す者がこの行政法専修の課程への入学試験において不利にならないように配慮されているので、租税法研究志望者も安心して行政法専修を志望されたい。

刑法専修

研究指導 教授 田 山 聡 美
研究指導 教授 松 澤 伸

刑法専修においては、将来、大学等の研究機関において、刑法の研究者として活動することを志望する学生に対して、専門的な研究指導を行う。刑法に関する日本の研究者の専門論文、および外国の代表的な刑法の教科書(ドイツ文または英文のもの。例えば、Claus Roxin/Luis Greco, Strafrecht, Allgemeiner Teil, Bd1, 5. Aufl., 2020や、Jeremy Horder, Ashworth's Principles of Criminal Law, 8th ed., 2016など)の読解を通じて刑法を研究することが、修士課程学生の中心的な課題となる。そこでは、刑法解釈学を高いレベルで展開できる実力を身につけること、外国語文献を必要に応じて読みこなす能力を身につけること、研究におけるオリジナリティを意識して育ててゆくことが必要となる。

その他、修士論文の作成指導を初めとして、個別的な研究指導は随時研究室等で行い、また、必要に応じて、合宿を実施することも予定している。いずれにおいても、刑法について思索を練ることを通じて、自己自身を客観化することを目標とする。

研究者への道は容易いものではないが、我が国の刑法学のさらなる発展のためには、実務とは異なる問題意識や、比較法の能力、さらには、現状への批判精神をもった刑法学者が、本法学研究科から、育っていかねばならない。将来の刑法学者を目指し、以上の点に関心と意欲のある学生諸君が、本専修の門戸を叩いてくれることを期待する。

刑事政策専修

研究指導 教授 小 西 暁 和

各国において公権力により犯罪対策のあり方が日々工夫されている。こうした刑事政策を研究対象とする学問が刑事政策学である。

本研究指導では、刑事政策学と併せて、解釈学たる少年法学及び犯罪者処遇法学(矯正保護法学)も指導を行っている。これらの学問分野における研究課題に真摯に取り組むことを希望する諸君を歓迎する。

修士課程においては、とりわけ、刑事政策学上の研究を遂行していくための研究方法の基礎を修得してもらいたいと考えている。

刑事政策学では、「政策学」としての特性により、規範的視点(例えば、対策がどのようにあるべきとされているか)からの分析とともに、事実に基づく視点(例えば、対策が実際にはどのように行われているのか)からの分析も常に求められる。そのため、外国語を用いた比較法的な研究も含めて、各種の文献を渉猟するのみならず、実態調査を行うことも必要となってくる。さらには、哲学・心理学・社会学などの多様な学問分野をも踏まえつつ、広い視野から多角的に研究を遂行していくことが望まれよう。

知的好奇心の強い諸君に大いに期待したい。

国際関係法(公法)専修

研究指導 教授 河 野 真 理 子

研究指導 教授 萬 歳 寛 之

現代の国際社会では、国際法が、法源、条約法、外交関係、安全保障などの伝統的な分野において重要な役割を果たす一方で、国際経済法、人権保障、国際刑事法、国際環境法、国際人道法などの分野で、各分野で独自の法規範の発展がみられるようになっている。国際法の研究は、伝統的な国際法に加えて、こうした様々な法分野における法の発展をも研究対象とする。

国際法の規範の精緻化と人の活動に関する規則の増加に伴い、国際法は国際社会での国家の行動を規律する規則にとどまらず、国内の法制度にも影響を与えるようになっている。こうした分野では、国際法の研究にとどまらず、国際法規範の国内社会への影響をも考察の対象とする必要がある。法学研究科における国際関係論では、国際法に加えて、国内法を含む他の法分野との接点を考察対象とする。

国際関係法(公法)専修は、上記のような様々な国際的な法現象を研究対象とする。研究者を志望する者だけでなく、官公庁、国連等の国際組織やNGOで国際的な仕事に携わることを希望する者を歓迎する。

法哲学専修

研究指導 教授 郭 舜

「法哲学とは何か」という問いの答えは法哲学者の数だけあるといわれることがあるように、法哲学という学問は多様性に満ちています。そして法哲学が対象とする領域は、隣接する他の分野と重なり合いながら非常に広い範囲に及んでいます。法哲学専修では、「法とは何か」「正義とは何か」といった問いに関わる多様な問題群の中から自らの課題を見つけ、それぞれの問題関心に応じて取り組むこととなります。大学院において専門的な研究を始めようとするとき、このことは法と正義に関する各人のおよそあらゆる問題関心が法哲学という領域内で追究しようという自由を意味すると同時に、研究の課題を自ら選びとり、自らのしかたで遂行するという重荷を背負うことをも意味します。もちろん、入学時に具体的な研究テーマを絞り込んでいる必要はありません。自分で関心をもった文献を読み、大学院で開講されている演習、学内外の研究会などに参加し、さらには仲間と読書会を開くなどして関心の幅を広げ、自分が本当に研究したいことを見つけてほしいと考えています。

とはいえ、短い修士課程の間に論文を書くことは容易ではありません。学部・大学院を通じて次のようなことを念頭に能力を磨いてほしいと思います。まず、文章を書くことに慣れること。結局は論文を書かなくてはならないだけでなく、言語として

外部に表現されない思考は存在しないのも同然だからです。そして文章力を養うこと。美文ではなく、きちんとした段落・文構造をもち、人に理解してもらえる文章を書けることが重要です。わかる文章が書けないとすれば、それは本人がわかっていないからでしょう。また、語学力をつけること。法哲学に国境はありません。英語が(少なくとも)読み書きできるというだけでなく、それに加えて母語以外で何か一つは読める言語があるとよいでしょう。さらに、議論ができること。議論の作法を身につけ、議論を通じて主張を磨き、世界と自他についての理解を深めるよう心がけてほしいと思います。

研究者になるためには覚悟が必要です。研究者を目指さない人にとっても、大学院で法哲学的思考を学ぶことで世界についての見方が広がるはずで、門を叩くかどうかはあなた次第です。

法史学専修

研究指導 教授 原 田 俊 彦
研究指導 教授 和 仁 か や

法史学は日本法史・西洋法史・東洋法史・ローマ法の4つの学問分野から成り立ち、法史学専門研究者となるには、修士進学に際していずれの学問分野を専攻とするか決定されていなければなりません。むしろ、研究者志望の諸君は学部の授業・演習等で自らの専攻領域も研究テーマもある程度定めているでしょうから、各人の研究計画を実現するための援助を研究指導という形で行いたいと考えます。例えば、法学研究科の修士課程では、講義・特殊研究といった形態で法史学に関連するさまざまな科目が設置されており、各分野のこれまでのそして最新の研究成果に接することができます。当然、法史学にとり最も重要であるのは史料ですから、史料読解の指導も行われます。また、専攻領域に関する文献を繙くには語学力が必要ですから、語学の指導も行います。日本法史についても、研究成果を海外に発信するには語学力が重要となるでしょう。一方、専門研究者を希望しない人でも、法学研究科の多様な設置科目から法史学の基礎教養を得ることができます。ただ、法史学専修への進学を希望する方に最低限必要なことは、現代社会と異なるであろう可能性を秘めた社会を、そして、その社会における法を、偏見なく捉えることのできる感性です。そうして、こうした感性に基づいて物事を歴史的に論理的に考察しようとする態度です。このような感性・態度は、研究指導に際して折に触れ育成したいと思いますが、進学希望者諸君も日常的にさまざまな社会科学・歴史科学に関する文献を渉猟して磨き上げることが必要です。すべて学問を修めるのは至難ですが、法史学研究の道も平坦ではありません。険しい道を選ぶのも実りある人生への入り口といえましょう。

法社会学専修

研究指導 教授 棚 澤 能 生

当専修では、(1)主として日本とドイツにおける法社会学の理論動向の研究、(2)農業法・土地法・環境法の分野での法社会学的研究を重点としています。

昨年は、E.エールリヒ『法の社会学の基礎理論』を検討しました。また、「持続可能性概念と法」、というテーマにも取り組み始めたところです。

来年度もこうした課題につき研究を進めていく予定です。

英米法専修

研究指導 教授 中 村 民 雄
研究指導 教授 宮 川 成 雄

判例を法の一つとして認める「英米法」諸国は、法が日々の訴訟を通じて少しずつ、時には大胆に発展します。立法を待って法が変わる日本などの「大陸法」諸国とは違い、新規の社会問題がすぐに訴訟で争われる。それが英米法の世界の特徴です。英米法の諸国は、多くの新たな社会問題を法の角度から一番早く取り組む可能性が高い諸国です。そこにグローバル化する今日でも、英米法が大きな影響力をもつ実践的な法伝統として存在し続けている理由の一端があります。

その一方で、英米法は経験的で非体系的です。体系的な法典を法源とする大陸法と大きく異なります。英米法の学習では、今日の法的問題を分析するにしても、つねに歴史＝経験に遡って判例法を理解することが求められます。ゆえに英米法専修での学習は、多くの判例を読み、非体系的な法令を読みこなす訓練と並行して、英米法の発展史も学びます。そのうえで、特定の判例法理の合理性を実質論に立ち入って考え、歴史や古典的文献にも立ち返りながら、法理の今日的な妥当性を批判的に検証するといった掘り下げた学習が続きます。これらは地道な法の修練です。ですが判例は人間ドラマにあふれ、実質論議は法学を超えて哲学や経済などにも広がります。そして英米法の法思考は、実践的で柔軟です。

専修では英米法諸国の中でも、イギリスとアメリカの事例が多く取り上げられます。両国は、歴史や社会状況の違いから、法のマイクロ・レベルでは発展が異なります。イギリスは20世紀後半以降、EU法や欧州人権条約などヨーロッパ法の進展とともに大陸法系の法思考との共存を強いられています。アメリカはそのような圧力は受けずに、本国社会特有の問題を解決するために様々な法を独自に工夫していますが、最近では国際法との整合性も問われています。こうした両国の違いも魅力ですし、英米法の法的思考の根底で通じているのも魅力です。

英米法専修の指導にあたる私は、上記の英米法およびヨーロッパ法の指導ができます。皆さんの研究関心に応じた指導を通じて、大学院での英米法の修練が、厳しくも楽しいものであることを実感していただきたいと願っています。

フランス法専修

研究指導 教授 大 橋 麻 也

専門としてのフランス法研究は、フランスの法体系の基本構造とその運用に対する理解を基礎として行われます。その理解を助けるものは、フランスの歴史の中で醸成された物質的精神的文化、いわゆる《civilisation》に対する洞察といえるでしょう。異なる地域にはわれわれのものとは異なる思考様式の人間が存在し、その上時代が異なればさらに異なる思考様式の人間が存在した、この至極単純なことを自覚し、フランスの探求に挑むことによって、われわれ自身を客観視する手がかりをつかむことが、わが国がかつて範とした西ヨーロッパの代表国でありながら、今日のわれわれから見れば驚きに満ちたフランスの法制度を研究する面白さといえます。

フランスは、中世からの長きにわたり、独自の法文化と法体系を育んできました。それだけに、外国人であるわれわれがフランス法を眺めるときには相当の注意が必要です。また、日本とは異なる社会的土壌において形成されたフランス法をそのままわが国に持ち込んで利用できるとは限りません。フランスの法と社会がいかに在るかを歴史に学ぶこと、それによって、倣うか倣わないかはともかく、フランス法の明晰な知識を得ることが第一です。

修士課程に進学する方の多くは、博士後期課程への進学、そして博士論文の執筆を視野に入れているのでしょう。論文として追求したいテーマがあるならば、それに関わる法規の構造を把握することに加えて、上記のことを踏まえて、その法規の形成の社会的文脈やその社会的機能を理解することを目標としてください。規範論的アプローチは法学にとってなくてはならないものですが、規範を取り巻いている事実をも考慮に入れることが法学を豊かなものにします。

一方で、修士課程は、博士後期課程への進学を希望する人だけに用意されたものではなく、学部レベルを超えた専門知識の修得を望む人を広く受け入れるものでもあります。修士課程でフランス法を専攻し、フランスの法文化への理解を深めた上で、研究以外の職業に就くこともひとつの選択肢としてありうるでしょう。学部教育を経てさらに積み重ねられる知性の涵養が人生を豊かにし、多様な人材の包摂が大学院を活気あるものにします。

当研究科はフランス法についての研究が可能な日本でも数少ない機関のひとつです。どの法分野に関心のある方でも受け入れます。

当方の研究指導は、ロシアをメインとしつつ、旧ソ連圏を対象地域としています。

一般に外国法研究には様々な視点があり、ロシア法に関しては、欧米諸国の研究とやはり一味違った関心の持ち方が求められるでしょう。ロシアは、ソ連解体後の体制転換期に各種法典の整備が続き、法律産業も活況を呈してきましたが、他方で「法ニヒリズム」の国と言われたり、司法権の独立性に問題があったりします。実際の法制度の機能面では、ソ連時代の経路依存性も散見されます。こうした場合、歴史的視点を加味したうえで異文化理解としてのロシア法の研究(制度と法文化の絡み合い)という視点が、ひとつ考えられます。

ほかにも帝政ロシア時代晩期には欧州の法思想の影響を受けつつも法実証主義とは一線を画した法思想家(チチェーリン、ペトラジツキー、ノヴゴロツェフなど)やロシア革命後のマルクス主義的法理論家(パシュカーニスなど)が、独創的な業績を残しています。このような、ロシア的土壌を考慮したうえでの法思想史的研究も考えられます。

他の諸国についてもそうですが、ロシアについては、なおさらのこと、単に表面的に法律や法制度をみているだけでは、なかなか実情は理解できず、法制度と法文化の絡み合い、思想史的展開など、研究テーマとしては、まだまだ無尽蔵なのが実はロシア法研究のおもしろさです。モチベーションとしては、やはりロシアや旧ソ連などに対する並々ならぬ関心、興味ということに尽きるでしょうか。

学部時代に第二外国語等でロシア語を履修した経験があればなおよいですが、そうでない場合、大学院入学に前後して集中的にロシア語の基礎を固めることをお勧めします。ただし、その場合でも、必ず博士後期課程や研究者を目指さなければならぬというわけではなく、修士課程でロシアについての関心を深めたうえで、(必ずしもロシアに直結しなくても)様々な職業を目指すという進路もあり得るかと思えます。「研究」とは半ば趣味的なものでもあり、それが結果的に職業に結び付くこともあれば、そうでないこともあり、どちらがよいとは一概に言えないからです。

2011年3月10日の第11期全人代第4回会議において、憲法を頂点とし、憲法関連法、民法商法等の多くの法律部門における法律をその主力とし、法律、行政法規、地方性法規と自治条例、単行条例等の3つのレベルの法規範からなる中国的特色ある社会主義法律体系の樹立が宣言された。確かにその形でのうえでは、殆どの法律が整備されたといえよう。また、中国では、上記の法規範のほかにも、実質的な法源として機能している夥しい数の司法解釈が公布施行されている。そして、中国では、憲法をはじめ、法律の改正および新しい司法解釈の公布が頻繁に行われており、それらを的確にフォローすることも決して容易なことではない。

この授業では、上記種々の法規範のうち、主要な法律(法制度)を対象に講義を行う。具体的には、春学期は公法(憲法、立法法、刑法、行政法、司法制度など)を、秋学期は私法(民法、会社法など)を扱うことを予定している。

2. 履修・進学について

大学院修士課程に2年以上在学し（ただし、休学・留学を含まずに4年を超えることはできない）、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者を修了とし、修士（法学）の学位を授与します。

ただし、在学期間に関しては、修士課程の修了に必要なその他の要件を満たし、優れた業績を上げた者について法学研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとします。

なお、修士（法学）の学位を授与された者は、大学院博士後期課程に進学する資格を有します。

また、本学の修了年月日は、3月修了の場合は当該年度3月15日付であり、9月修了の場合は当該年度9月15日付となります。

(1) 修了必要単位数

区分	修了所定単位	備考
専修科目	4単位	対象科目・算入ルール等については、入学後に配付される大学院法学研究科要項参照。
法学研究科共通科目、専修科目、専修科目以外の科目および他専攻の科目等	26単位	国際交流能力養成科目は最大8単位まで修了単位に含むことができる。また、他研究科等で修得した単位（8または10単位以内）も指導教員が認める場合は含むことができる。対象科目については、入学後に配付される大学院法学研究科要項参照。
修士論文		
合計	30単位	

(2) 修士論文

指導教授の指示に従い、作成した修士論文は所定の期日に法学研究科に提出し、論文審査を受け、合格する必要があります。

修士論文提出、審査は例年以下のようなスケジュールですが、日程、手続の詳細は別途掲示等でお知らせします。

日程	内容
4月	修士論文計画書提出
7月	修士論文報告会
12月上旬	概要書提出
1月上旬	論文本体提出
1月下旬～2月上旬	論文審査(面接)
2月下旬	論文審査結果の発表(修了者発表)

9月修了を希望する場合は別途日程を設けますので、9月修了する年度の4月中に法学研究科事務所で相談してください。1年修了制度も存在します。

(3) 博士後期課程への進学

一般入試および自己推薦入試による修士課程入学者は、博士後期課程への進学に際して、外国語能力試験が課されます。

奨学金制度

当研究科で受給できる主な奨学金制度は次のとおりです。

■外国人留学生用奨学金

奨学金額は2022年度実績で掲載。2023年度の奨学金制度の詳細については、外国人留学生の方は留学センター発行の2023年度版「留学生ハンドブック」を参照してください。

奨学金名	趣 旨	奨 学 金 額	出 願 資 格	
学 外 奨 学 金	国費外国人留学生奨学金(国内採用) 【給付】	日本政府(文部科学省)による奨学金で、私費外国人留学生の中から、特に学業成績の優秀な学生を国費外国人留学生として採用します。	(月額)※2022年度実績 大学院:144,000~145,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・日本政府と国交のある国の国籍を有する者 ・35歳未満の者 ・私費外国人留学生
	文部科学省外国人留学生学習奨励費 【給付】 ※渡日前入試枠あり	日本学生支援機構による奨学金で、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に修学が困難であると認められる私費外国人留学生を支援することを目的とします。	(月額)※2022年度実績 大学院 48,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	地方公共団体・民間団体の奨学金	団体によって奨学金額・出願資格・出願方法が異なります。 (詳細は入学後に配付する「留学生ハンドブック」参照)		
学 内 奨 学 金	私費外国人留学生授業料減免奨学金 【減免】	学業成績が特に優秀な私費外国人留学生を対象に、年間授業料を減免する制度です。	秋学期授業料より減免	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	小野梓記念外国人留学生奨学金 【給付】	早稲田大学創立当初の功労者である小野梓を記念し、修学上特に経済的に困難な外国人留学生を援助することを目的とします。	(年額) 法学研究科 400,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	指定寄付奨学金	奨学金によって奨学金額・出願資格が異なります。 (詳細は入学後に配付する「留学生ハンドブック」参照)		

2022年4月公開

早稲田大学大学院

法学研究科

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

<https://www.waseda.jp/folaw/glaw/>

gradlaw@list.waseda.jp